

2016年度

関西大学会計専門職大学院

入学試験問題（1月募集）

[一般入試（素養重視方式）]

[外国人留学生入試]

## 小論文

### 受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開いてはいけません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は13ページまであります。
4. 試験時間は90分です。  
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、P H S 等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

# 小論文

---

## 問題

次の資料〔第189国会 衆議院 財政金融委員会 第2号（平成27年03月04日（水曜日））会議録（部分）〕を読んで以下の問い合わせに答えなさい。

- (1) 成長志向に重点を置いた法人税改革とは何ですか。
- (2) コーポレートガバナンスの強化には、どのような役割があると述べられていますか。
- (3) ①W委員は、農協におけるガバナンス強化の改革について、なにが問題であると述べていますか。  
②これに対して、どのような回答がされていますか。
- (4) 繰越控除にはどのような意味があると述べられていますか。
- (5) 法人税率を引き下げるということと、財源を確保するということをどのようにとらえていますか。
- (6) 2020年度の黒字化をどのように進めていくと述べられていますか。

資料〔第189回国会 衆議院 財政金融委員会 第2号（平成27年03月04日（水曜日））会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○W委員 おはようございます。

おととい、生まれて初めて花粉症になってしまいまして、かなりきついですね、ことしは。少々変な声で、かつ、もしかしたら質問の途中にくしゃみ等があるかもしれません、委員長、そこはお許しをいただきまして、それでは早速質問させていただきたいと思います。

大臣の所信を聞いていまして、現下の経済情勢等を踏まえまして、デフレ脱却、経済再生をより確実なものにしていくために、成長志向に重点を置いた法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等のための税制上の措置を講ずるんだ、こういう話でございました。

成長志向に重点を置いた法人税改革ということで、何かちょっと聞きなれない言葉だなと思いまして、過去の税制改正大綱もちょっとひもといてみたのであります。例えば、二十四年度であれば、新成長戦略実現のための喫緊の課題への措置とか、二十五年度であれば、成長と富の創出の好循環への措置、昨年が、民間投資と消費拡大のための税制上の措置。これは甚だ、聞いているとすっと入ってきますが、成長志向に重点を置いた、ちょっと聞きなれないなと思いまして、これはどういう意味なんでしょうかね。

○AS国務大臣 御質問をいただきましたけれども、声の悪さはこっちも似たようなものですから御心配なく。

今回の法人税改革ですけれども、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという話でありまして、税理士をやっておられたので御存じのとおり、一部の法人というものに税負担が偏っているというのが日本の状況。バブルの一番景気のいいときでも法人税を払っているのは全企業の五〇%ぐらいでしたから、そういう意味では税負担が偏っておりますので、より広く負担を分かち合うという構造にしていかねばならぬ、そう思っております。

そこで、具体的には、外形標準課税の見直しとか繰越欠損金の控除の見直し等々をやらせていただくことにしておりますけれども、いずれにしても、稼ぐ力のある企業というものは、企業等の税負担を軽減することで収益力をさらに増していただいて、より投資に向ける、また、出た利益を賃金に回す等々いろいろなことをやっていただきたいと思いますし、同時に、下請の価格のアップというのもちょっと配慮してもらわぬと、やはり下請の方の生産性とか利益が出ないと下請の賃金は上がらないということになろうと思いますので、ぜひそういったものに取り組んでもらいたいということで、私どもとしては、所得拡大促進税制ということで、そちらが給料を上げていた

だいたい場合にはパーセントを、もう御存じのとおりのことをやろうと思っておるんです。

いずれにしても、私どもとしては、税金は下げたはいいけれども、下げたものがそのまままたため込まれたんじゃ話になりませんから、そういう意味では、コーポレートガバナンスをちゃんとやってもらいますよとか、スチュワードシップ・コードがどうとかいうことをいろいろ注文をつけていますので、こんなことなら法人税を下げてもらわなくて結構ですと言った企業もあったんですけども、いや、そちらが最初に要求したんじゃないですかと言って、ちょっといろいろありましたけれども、やらせていただくことになりました。

いずれにしても、私どもとしては、元気のないところは適当に赤字にならないようにやっているんじゃなくともっと稼げ、稼いだ企業の方がより恩典があるよというような形にしないとというので、ちょっといろいろ試行錯誤をやりつつ、目下取り組んでいる最中と御理解いただければと存じます。

○W委員 私、法人税についてはいろいろな議論があると思うんですけれども、一部の識者というか、結構な識者からの指摘もありますが、法人税というのは結局、会社が負担するというよりは、それも込みで消費者の負担につながるんじゃないか、そういう議論も税としてはございます。

私は、それに関連して、法人税をどんどん引き下げていく方向性なのかなというふうに思ったわけですが、そういうことではないんですね。

○AS国務大臣 そういうことではありません。

○W委員 大臣もいろいろ御苦労されたということは何となくわかりました。

やはり賃金、賃上げ、この後でも少し質問しますけれども、そちらの方につなげてもらわないと。政権の方も大変だと思います、大企業優遇だ、すぐこういう批判が飛んできますから。そこはやはり締めてかかっていただきかなきゃいけない。

その関連で、今回、所得税法の改正等を含めて参考資料を政府からいただいたんですね。

この参考資料の中に、経済の好循環の確立に向けた取り組みという形で、与党の税制改正大綱を引き合いに出しながら、法人税改革や、今大臣がおっしゃったコーポレートガバナンスの強化、あるいは政労使の連携というのが日本経済全体の生産性を高めて企業の稼ぐ力を強化していくんだ、こうしたことにつながるというポンチ絵が入っています、見たら見たで、ああ、そういうふうにつながっていくんですねというところでありますけれども、私、もう少しこれは突っ込んでいきたいわけです。

法人税改革というのが一つあります。法人税改革というのがコーポレートガバナンス強化等と相まって稼ぐ力につながるというけれども、ポンチ絵に

はそう描いてあるけれども、コーポレートガバナンスの強化という話は稼ぐ力にそんなに簡単につながるんだろうかという話でございます。

コーポレートガバナンスの強化ということで、昨年、会社法の改正で監査等委員会設置会社をつくりましたとか、今はスチュワードシップ・コードとかコーポレートガバナンス。スチュワードシップ・コードはもう作成されて、機関投資家もだんだんと入ってきている。いわゆる投資環境を整えるということでございますね。あるいは、コーポレートガバナンス・コードをこれからつくっていきますよという話をしています。これは企業の稼ぐ力に直結する話なのかなと思うんですけれども、大臣の認識を問いたいと思います。

○AS 国務大臣 コーポレートガバナンス、スチュワードシップ・コードが直ちに企業の稼ぐ方の力につながるかというと、その部分が直接つながっているわけではない。それはもう先生御存じのとおりなのであって、私どもがこのコーポレートガバナンスに期待しております大きなところは、企業が法人税が下がった、国際比較、法人実効税率がヨーロッパに比べて高いというのはその面だけを見れば事実ですけれども、その他いろいろ違うところもあるうかと思いますが、私どもから見て、税率は下がったけれども、下げた分だけ純利益になりますから、その利益を何に使うんですかと。

今まで、おととし三月、これは年に一遍しか出ませんので、内部留保が三百四兆円だったものが去年の三月で三百二十八兆円まで、二十四兆円ふえております。月割り二兆ですよ。月割り二兆の内部留保がふえているんだ。内部留保がふえたら、あなた、税金をまけてもらって、内部留保をさらにためて何をするんですかというのが私たちの立場なので、私どもとしては、その分は間違いなく賃金なり設備投資なり配当なりというものにきちんとやっていただきないと企業としておかしいんじゃないんですかということを、これは社会主義をやっているんじゃないから、我々が言える立場ではありません。

そこで、コーポレートガバナンスということで、内部に社外重役等々、スチュワードシップ・コード等々をやらせていただくという方に結びついたのであって、重ねて申し上げますが、稼ぐ力がコーポレートガバナンスとか内部留保から出るんじゃなくて、そこから得た利益がいかにうまく散らばっていくかというところに私どもとしては重点を置いているというように御理解いただければと存じます。

○W 委員 この内容がどういうものにつながるかというのは、また各論で、もう少し突っ込んで私も議論していきたいなというふうに思っているんです。

監査等委員会設置会社なんというのは、社外取締役をもっと入れましょうという話ですから、これは経済界としては嫌だと。東証としては、やはりちゃんとそういうものも、不祥事とかが結構ありますから、日本の経営者の中でも、グローバルスタンダードでやっていこうという人たちと、自分のところ

だけはグローバルじゃなくてドメスティックにやりたい、こういう人たちもやはりいますから、大臣はよく御存じだと思いますけれども、そういう中にあって東証が上場規則を変えたというのは、これは一つ、私はいいことだというふうに思っているんです。

これはある意味、私の立場からいえば、与党の方では稼ぐ力の強化という話になっていますけれども、企業のブランド力を高める、その枠組みづくりを少し今回は工夫してやったのかな、そういう意味で稼ぐ力につながっていくのかな、私はそんな思いでいたんです。スチュワードシップ・コードだって、コーポレートガバナンス・コードだって、コーポレートガバナンスのさらなる強化だって、全部、企業が世間にアピールして、アピールすることで、自分たちはさらにやっている、ほかの企業よりももっとこういう取り組みをやっているんだ、だから自分たちのことを信用してください、そういうブランド力を高めるための一つの枠組みかなと。

でも、今の大臣の御答弁ですと、さらに、内部留保をしっかりと分配していく、その加速にも使えるんだ、そういう話をいただいたので、それはそれで、そこまで大臣の思い入れがあるということは非常に重いことだなというふうに思いましたし、いいことだなと思ったところでございます。

私、このコーポレートガバナンスの強化が、今申し上げたように、ブランド力を高めると。コーポレートガバナンスというのは、企業さんも大分不祥事が多いですから、その不祥事のたびに、いわゆる規制強化していく、社外取締役を入れよう、社外性をもっとやろう、あるいは独立性をもっとやろう、こういう内部監査、内部で監査をやっているじゃないですか、企業さんの内部で。内部監査に加えてこういう社外性を取り入れたり独立性を取り入れたりすることで、また、市場関係者にコードをしっかりと守っていただいて、ブランド力を全体で高めていく、こういう取り組みだと思ったんですね。

私、実は、調べていたらおもしろいことがわかりましたので、きょうは農水省にも来てもらっているんですよ。というのは、このコーポレートガバナンスの強化と関連するものが、今、農協改革として進行中なんですよ。農協の全中監査機構が外出しされまして、監査法人化するというんです。監査法人が外部監査で単位農協を監査していくという話なんです。

私はそこで、ぴんときたわけです。コーポレートガバナンスの強化はしっかりとやっていこうというのは政府全体の方向性です。ある意味、金融庁はさらにブランド力を高めながら投資環境を整えていこうというのが腹づもりなわけですが、農水省がちょっと違う考え方を持っておられるのではないかなど。

というのは、全中の監査機構、これは、大臣も御承知のとおり、単位農協のいわば内部監査的な役割を示しているわけであります。それを外出しする、それを公認会計士にする。公認会計士の監査と内部の業務監査というのは全

く似て非なるものです。公認会計士の監査では、不祥事だのコンプライアンス遵守だの、これはもう限度がある、しかし、内部監査はそこまで含めてしっかりとやっていくという話なんですね。

今般の農協改革ですと、単位農協は全中の監査部門をなくすんですよ、なくして外出しをしていくんです。外出しをしていくんですけども、今般の農協改革では、地域農協が自立して自由に経済活動を行い、農産物の有利販売などを農業者の所得向上に全力投球できるように中心に見据えて、農協システム全体の見直しを行うとされています、全中監査の義務づけを廃止することで、地域農協の役員が従来以上に経営者としての責任を自覚して、農業者のメリットを大きくするよう創意工夫して取り組んでいただくことを期待しています、こういう話なんですね。

農協さんのトップが経営者としての自覚がないわけじゃない、全中の内部監査がなくなるということ、これに対して非常な恐れを抱いていると私は思っている。単位農協の経営者さんも、公認会計士監査だけでは不十分だとお気づきになっておられるんでしょう。このことに対して農水省はまともな答えをしていない、私はそう思っています。

ガバナンスを強化していく、かつブランド力を高めるということで金融庁は相当苦労してやっているのに、農水省は何だか内部監査を逆に機能としては弱めようとしている。私はこれは問題だと思うんですが、どうですか、AB副大臣。

○AB副大臣 委員にお答えいたします。

今回の農協改革でございますが、地方分権の発想に立ちまして、地域農協がそれぞれの地域の特性を生かして、創意工夫をしながら自由に経済活動を行って、農産物の有利販売などの農業者の所得向上に全力投球できるようになりますことでございまして、連合会、中央会、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートしていくことを基本的な考え方としております。

この中で、地域農協におきましては、農産物の有利販売などに真剣に取り組むようにするため、理事の過半数を原則として認定農業者、農産物販売のプロなどとする、さらには、経営目的を明確にして、農協は農業者の所得の増大を目的として、的確な事業活動で利益を上げて農業者に還元していく旨の規定を置くなどの措置を講ずることとしておりまして、このことによりまして地域農協の農業者によるガバナンスが強化されると考えているところでございます。

監査もガバナンスの重要な要素でございますが、一般の民間組織では、会計監査は専門家である公認会計士による外部監査を活用する一方において、業務監査は内部監査を基本としているところでございます。

これまで、農協みずからのメンバーとするため外部性の点で問題があるというふうにされていた全中の会計監査、業務監査を義務づけられていたとこ

ろでございますが、今回これを見直し、会計監査に関しましては、信用金庫また信用組合と同様の公認会計士の監査を義務づけて外部性を強化するとともに、また、業務監査に関しましては、義務づけをやめまして、内部監査の強化を図ることでガバナンスを強化するものと私どもはしております。

○W委員 その義務づけの枠組みの変更でガバナンスの強化になるんですかということを、単位農協さんは非常に心配になっているということなんですね。それを、義務づけをなくすというのは私は大丈夫かなと。だったら、別の枠組みをつくらなきゃいけないと思います。その別の枠組みが実はつくられていませんよ、今。そこをもうちょっと考えなきゃいけない、私はそう思っておりますし、これは農林水産委員会でもっとやりますから、それは覚悟しておいてください。

それで、大臣もちょっと聞いていただいたように、コーポレートガバナンスの強化、これはたゆまぬ努力が必要なんですよ。内部監査や業務監査の業務を縮小するなんというのは不祥事を許しているみたいなものですから、株式会社じゃなければもっとそういう部分が甘くなる、その可能性があるわけですよ、いろいろ四の五の言われないから。それなのに義務づけをなくそうとしているということを、大臣もぜひちょっと頭にお含みいただいて。

それで、先ほどの話の続きなんですけれども、この「経済の好循環の確立に向けた取組み」という、与党大綱から引いている政府の資料です。コーポレートガバナンスの強化や政労使の連携はいいんです。法人税改革も、これはまたこの後も議論しますけれども。

この中で、コーポレートガバナンスの強化というのはほとんど上場企業しか関係ないんですよ、言ってみたら。中小企業はどうなんだ、中小企業の稼ぐ力というのは、上場企業だけの稼ぐ力の強化になっちゃっている。でも、法人税改革というのは違うわけですよね、大臣が今おっしゃったように。これは中小企業の側面が全然ないと、見ていて思うんですけども、大臣、いかがですか。

○AS国務大臣 基本的に、これはそういう意識がないわけではなくて、まず、わかりやすく、きっちりやるところからというので、やはりブランド力というのを考えると、我々でいう中小企業といったら、一億円以下、以上で切って、何で一億円だか知りませんけれども、とにかく一億円で切っていますので、実際、大企業みたいに思えるようなところでも、中小企業という区別になったりするところもいっぱいありますので一概には言えないんですが、少なくともブランド力ということを考えるときに、うちはコーポレートガバナンスとして社外重役がとかいうのは、インターネットに載つかったときに、知らない企業を見て、一応ちゃんと社外重役が二人入っているじゃないかとか、それなら大丈夫だろうという話になり得ますから、これはすごく大事なブランド力になるというのは、おっしゃる意味は、なるほど、そう

だろうなと私も思います。上場していない企業にとっても意味がありますので。

そういう意味では、私どもとしては、今言われたように、中小に対して配慮がないんじゃなくて、まだそこまでいっていないというように御理解いただければと思って、だんだんこういうのが定着してくると次第に広まっていくんだと思っておりますし、むしろあっちの方が稼いでいるものが多いわけですので、ちゃんとガバナンスしてもらいたいぐらい内容がいいのはほかにもいっぱいあります。そういうったところも私どもは知らないわけではありませんので、今後はそういうことも考えていかねばならぬ方向だと思っております。

○W 委員 日本の稼ぐ企業のほとんどは、大企業も稼いでいらっしゃるけれども、地方においてはやはり中小企業でありますから、そういうたった視点をぜひ忘れないでいただきたいなというふうに思います。

では、ちょっと話をかえまして、今回の法人税改革の柱の一つであります法人実効税率の引き下げにつきまして、少し話を進めたいと思います。

今回、欠損金の繰越控除の見直しでございますけれども、これは、キャップがもともとあった中で、そのキャップをどんどんどんどん引き下げていきましょうと。ちょっと細かく、ある程度柔軟に、所得の全額が認められる法人もあれば、あるいは、新規上場については後で各論に入ったときにまた話題にしますが、上場等の場合は以後の事業年度は対象外。これは法案審議の方に話を譲りたいと思いますけれども、かなり抜本的に変えてこられたなという気がいたしております。

その抜本的に変えてこられたなという話の中で、普通、税理論上、欠損金の繰越控除というのは、ぱっと赤字が出た期がある、企業の経営者にはよくある話ですけれども、赤字を出したい期に全部出しておいて、次はV字回復だ、こういうことをやるじゃないですか。そうなったときに、赤字が出たときは納税しない、ところが、次年度に黒字が出たときにそこでまたぱっと納税してしまう、そうするとキャッシュとしても大変だ、こういうものもあって、それで繰越控除の制度がある。

もっと言うと、企業というのは基本的には継続していく存在ですから、だからこそ、所得を平準化した上で納税をしていこう、こういう意味で繰越控除の制度自体があると思っているんです。

そもそもこれは、抜本的に、今回、所得のキャップはぐっと五〇%まで引き下げる。これは税理論からすると、かなり勢いよくゆがめてもらったなという感じなんですよ。そこら辺の見解をお聞かせいただきたいなというふうに思っています。

○AS 国務大臣 これはおっしゃるとおりなんですが、業種によって、上がり下がりの激しい業種とかいろいろあるんですけども、繰越欠損金の控除

を認めることによって税負担を平準化しようというのがもともとの発想なんだと思います。他方、所得が出ているのであれば、担税力があるということになりますので、それにおいて一定の税負担を課すということは合理性があると考えております。

したがって、諸外国でもさまざまな例があるので調べてみましたけれども、フランスやドイツでは、ある年度の所得のうち、一定金額を超える部分について、過去の欠損金を控除できる金額というのを制限しておって、フランスでは五〇、ドイツでは六〇ぐらいになっていると思います。そういう制限をしているんですが、日本では、民主党政権下で二十三年度に、大企業については所得の八〇%ということに見直されたと承知をしております。たしか、年度も、あれは七から九年まで延ばされたんでしたかね。

そういう意味で、今回の改革では、法人税率の引き下げとあわせて、大企業向けの控除というものに關しましては、所得の五〇%ということに引き下げさせていただくことによって、繰越欠損金の課税ベースというものを大きく侵食し、結果として、一部の法人の税負担に偏っている部分を新たに埋めていくということで改善させていただいて、企業に対しても、収益を改善させるインセンティブというものをを目指していきたい、私どもとしてはそう思っております。

○W 委員 海外の事例の中では、期間の定めがないものもあつたりします。大臣から例をいただいたように、キャップがちゃんととかかっているところもありますが。

一方の視点として、それこそ日本再興戦略の二〇一四年の改訂バージョンでは、「アジアナンバーワンの金融・資本市場の構築を目指す。」こういう指摘もされているわけですね。

そうなったときに国内の証券市場をどう活性化していくか、上場企業数を充実させていく、そういう中で、この繰欠の制度も、やはり国際税務の観点からしたら、当然日本は、後で言う受取配当の話もそうですけれども、繰欠や受け配、こういったものは国際的に比較していいのかどうかというところまで判断をして日本に来る、こういう企業さんは確かにおられると思うんです。そういう観点からいって、これは難しい問題だと思いますよ。そこをどう思われますか。

○AS 国務大臣 難しい問題と言ったのですね、最後。間違いありません、難しい問題。

これは、私どものところにいろいろ海外の企業の偉い方がお見えになって、日本の税制を、ここを何とかしてくれ、ここを何とかしてくれと、とにかく自分に都合のいいような話をいっぱい言ってこられますので、それは全部、いろいろ各国によって言ってこられることが違うのは、私どもも聞いていてよくわかるところなんです。

今回の欠損金の繰越控除の見直しというものに関しては、これはいわゆる税率の引き下げとセットで行うというものにしているんです。諸外国に比べて高いと言われている法人実効税率、特にヨーロッパに比べて高いんですが、そういうものを国際的に遜色のないところまで引き下げるということとともに、先ほども言いましたね、稼ぐ力のある企業の税負担というものをある程度軽減してやることなんですが、ここに、日本に企業を呼び込んでくるということの一つのインセンティブというふうになればなと私どもとしては考えているんです。

外国企業が日本に進出してくる、法人を設立する場合に、やはり設立の初期においては欠損金が往々にして出るものですから、それを想定いたしますと、私どもとしては、この二十七年度の改正においては、創業後七年以内というのであれば、資本金一億円超の大企業であっても所得の全額まで欠損金を繰越控除できるという特例を設けて、ぜひ日本へという話を、対応しているところなんですが、正直申し上げて、税金だけで来るかといえば、私が海外の企業だったら、言葉が通じないとか、それからエネルギーだって、おまえ、原発をとめておいて大丈夫かとか、一体、電力はいつまでもつんだとか、それはいろいろ隣の国にも、何かちょっと忙しくなってきておりはせぬかとか、言いたいことはいっぱいありますよ、私が海外から出てくる場合は。

したがって、法人税の改革だけであれが上がる、そんな単純な経営者はいませんから、私どもとしては、今回は一つの呼び込みの内容、一つのインセンティブになればということで考えておりますので、目標に逆行するというようなことではなくて、一応そういうことを考えてやらせていただいているというように御理解いただければと存じます。

○W 委員 先ほど来申し上げましたが、税理論上は繰欠も、この後申し上げます受け配の話も、かなりゆがめられる税制改正を行われている。

それは、趣旨としては、財源を出していこう、これだと思うんですよ。我々のときも、八〇%のキャップにしたのはやはり財源の問題ですから。そういう中で、一方で法人税を引き下げる。大臣が今おっしゃったように、引き下げるというのは税制だけの問題じゃないんだけれども、やはり呼び込む効果を期待したい。

一方で、その制度の中では、財源を充実させるためにちょっとデメリットがふえるということになるわけですよ。それで私は難しい問題だと言ったんですけども、それはお含みをいただいて。

財源をとるために、国際的な水準、あるいは、それこそ日本が、例えば東南アジアよりも欧米よりもっと企業に日本に来てくれと呼び込むために実効税率を下げましょうと言っているにもかかわらず、財源をしっかりと確保しましょうというところの中で、諸外国よりもちよびちょび厳しい制度が

あつたらやはりもとのもくあみだ、こういう話になるわけでありまして、そこをお含みいただきたいということでございます。

続きまして、財源の話でありますけれども、プライマリーバランスの観点から少し話をしたいと思います。

今回、減税先行という形でございますね、繰欠のところについては。これについて、やはり、これだけプライマリーバランス、二〇二〇年度、大臣もいろいろ方々でコメントされていますけれども、この減税先行というのはどう思われていますか。

○AS 国務大臣 民主党なので御存じだと思いますけれども、前回、民主党政権下で法人税率を引き下げられたあのときも、財源の確保が十分されなかつたんだというのは私ども承知しております。

今回の法人税改革においては、先ほど申し上げましたように、繰欠とか外形とかいう形で、一応そういうものによってある程度財源をしっかりと確保して、その上で、財政健全化に反するものではないとは思っているんですが、御指摘のように税率の引き下げを先行させるということにしたんですが、これは、向こう二年間に限って、企業が賃金アップに踏み出してもらおうというようなことを後押しするために行っていると考えていただいた方が、御理解が得られやすいんだと思います。

好循環を実現するためには、どうしてもこの賃上げというのは長いこと、経営者は、こつちも経営者をやつたからわからぬわけじゃないけれども、やはりどうしても賃上げというのは、ベースアップとなると、一時金と違いますので、ずっといきますので、その意味では物すごく、大丈夫かなというのがあります。今これだけ円安になって、ほかの国はウォン高だ、ドル高だ、何とかなっているんだからといったって、なかなか、そんなものは、二年で変わったんだから、また二年したら変わるかもしれないじゃないかと言われると、それも反論できるところではありません。

先行減税の影響というのもある程度織り込ませていただいた上で、歳出全般にわたって見直すところは見直しておかなければなりませんので、徹底的な見直しを行うことによって一応曲がりなりにも先行減税させていただきましたけれども、プライマリーバランスの半減目標は一応この二十七年度予算では達成できる見込みで、今、事を進めようといったしております。

○W 委員 今、二〇一五年度は見込みということでございますけれども、試算が出ていますが、随分楽観的な試算になっているなという批判もございますね、前提となる成長率が名目、実質ともに高過ぎるんじゃないかと。それでもなお、二〇二〇年度をどうするんだということも政府・与党の中でも議論されております。何か複数の目標をセットするだのという議論までされていいると聞いておりますけれども、これは想定が甘いと私は思っているんですが。

そこで、大臣のコメントをお聞かせいただきたいのと、あわせて、二〇二〇年度黒字化目標を達成するぞという意気込みについても大臣からお伺いしたいなと思っております。

○I 政府参考人 お答えいたします。

先月発表いたしました中長期の経済財政に関する試算におきましては、経済再生ケース、これは、成長戦略の効果が発現をいたしまして成長率が着実に高まっていくケース、それからもう一つ、成長率が足元の潜在成長率並みにとどまってしまうというベースラインケース、この二つをともにお示ししているわけでございます。

我々といたしましては、この二つのケースをお示しいたしまして、初めから経済再生ケースを前提にして、それでも残る赤字額のみを改善すればよいというふうに考えているわけではございませんで、経済再生に成功できなければベースラインケースで推移してしまうというリスクがありますので、財政健全化のためにも、経済再生にしっかり取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

こうした観点から、二〇二〇年度の財政健全化の目標に向けましては、デフレ脱却と経済の再生、それから歳出改革、歳入改革、この三つの柱を軸に検討を進めることにしているところでございます。

○AS 国務大臣 これは、二〇一五年のものに比べて二〇二〇年度という目標がかなり厳しい目標になっているように見えますのは、先ほど内閣府から出た数字がそういうことを言っているんだと思いますけれども。

私どもはやはり、Wさん、これは、経済成長率が仮に三%行ったにしても、社会保障の伸びが年間、ことしの概算要求で幾らでしたかね、概算要求で八千何百億の社会保障の伸びが出ていたと思いますが、あれを四千億縮めたというのをやらせていただいておりますけれども、こういったようなことを引き続きずっと、高齢者がふえてくる分だけこれは伸びてくる、高い率になる、それを低く抑えるという努力が要りますでしょうし、また、消費税の八を一〇というのもやらせていただかないけませんでしょう。

また、少なくとも社会保障全体で、今九十兆の予算で約三十兆といったら、国家予算の三割ですよ。国家予算の三割といったら、大東亜戦争のときの軍事費に匹敵するちょい一步手前ぐらいのところまで行っているということですからね、社会保障が。

これは、私はこれで後期高齢者ですから、この後期高齢者の俺たちの世代が払っているものはどう考えたってというような意見が若い人から絶対に出ますって。これは間違いなく、うちのせがれなんかに言って、あんたみたいな若い人はもっとちゃんと働いて、もう少し働いてちゃんと稼ぐべきだとかいうことは、うちの息子あたりでも、やはり、自分たちが払う世代になる

ということを考えればそう言うんですよ。私はそれは当たり前だと思っていますから。

そういうことを考えますと、やはりいろいろな意味で、こういったものは、経済成長に伴う税収アップを目指さないかぬ、それから支出の減もやらないかぬ、そして経済も成長させないかぬ、いろいろなことをやって、それでもなおかつ二〇二〇年度というのはかなり厳しいものだという認識は私自身はしているんです。

そういう意味では、これはいろいろな意味で私どもとしては今回は難しいとは思っているんですが、でも、人に言わせると、おまえ、そんなこと言うけれども、今から五年前、プライマリーバランス半減目標ということを掲げたときに、できると思っていたかと言われたら、正直、あのころはちょっとできないだろうなと思っていましたから、それがやはり、やってみたらできることになりましたので。

絶望は愚者の結論といいますから、私どもは、これは決して諦めることなく、きっちりこれを堅持して頑張っていかねばならぬとは思っております。  
○W 委員 最後に、堅持するという意気込みをいただいたので、評価させていただきたいと思います。